

豊田市老人憩の家管理運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則(昭和45年規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、豊田市老人憩の家(以下「憩の家」という。)の管理運営に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、高齢者の教養の向上、地域との交流、レクリエーションの場として設置した憩の家(様式1老人憩の家設置届出書提出済の施設)の管理運営に対し、必要な経費について補助金を交付し、憩の家の円滑な管理運営が行われることを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者(以下「補助事業者」という。)は、その地域を代表する高齢者団体等(単位老人クラブ、自治区、憩の家利用者団体等)とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下、「補助対象経費」という。)は、憩の家管理運営に係る次の経費とする。

- (1) 部屋の借用料
- (2) 部屋の光熱水費及び燃料費
- (3) テレビ受信料
- (4) 備品の修繕費
- (5) 消耗品費
- (6) 会議費
- (7) 備品購入費(別表補助対象備品に限る。)

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、前条第1号から第6号に定める経費については、104千円を上限とする。ただし、豊田市高齢者活動事務交付金の算定に含まれる場合は交付しない。

2 前条第7号に規定する備品購入費については、50%以内の補助率とし補助金額上限を100千円とする。

(補助金交付申請の期日)

第6条 規則第4条に定める交付申請は、老人憩の家管理運営費補助金交付申請書により毎年度4月30日までに行わなければならない。

2 第4条第7号に規定する備品購入費に係る補助金の交付申請については、緊急を要する場合を除き、前項の規定による期間のほか、当該年度10月1日から31日とする。

(交付の通知)

第7条 市長は、前条の規定による老人憩の家管理運営補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、申請者に交付の通知をするものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、老人憩の家実績報告書に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助の条件)

第9条 補助事業者は、憩の家管理者を明らかにするとともに、利用状況及び収支に関する諸記録を整備し、常にその状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、憩の家を設置（変更・廃止）する場合、設置届出書を提出しなければならない。

3 憩の家は、次の各号に定める基準をもって運営しなければならない。

(1) 憩の家の利用者は、原則としてその地域の60歳以上の者とする。ただし、多世代、他地域との交流を妨げない。

(2) 憩の家は、原則として週3回以上開所する。

(3) 正当な理由なく、高齢者の憩の家利用を拒んではならない。

(4) 憩の家利用の範囲は、自治区若しくは単位老人クラブ活動区域を最小単位とする。

(交付及び精算)

第10条 補助金は、概算払いにより交付し、補助事業完了後に精算を行う。ただし、第5条第2項に規定する補助金については、実績報告の後交付する。

(交付の除外要件)

第11条 第7条の規定にかかわらず、市長は、規則第4条の規定により補助金の交付申請をした補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。

(1) 補助事業者の役員又は会員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその申請者団体の運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 補助事業者の役員又は会員が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 補助事業者の役員又は会員が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 補助事業者の役員又は会員が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 補助事業者の役員又は会員が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(検査)

第12条 市長は、補助事業者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、事業に関する資料の提出を求め又は検査を行うことができる。

(交付取り消し又は補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定通知書を交付した補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付されている補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき

- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (4) 第 11 条の各号のいずれかに該当するとき

(その他の事項)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 25 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づきなされた申請に係る補助金に関しては、同日後もその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 25 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づきなされた申請に係る補助金に関しては、同日後もその効力を有する。

別表 (第 4 条第 7 号関係)

補助対象備品一覧

テレビ・ビデオデッキ・電気こたつ・扇風機・灯油ファンヒーター・掃除機・電気ポット・食器棚
(取り付けが必要なものは取り付け費用も含む。)

(こたつ布団、テレビチューナーなど対象備品の機能発揮のための周辺機器も本体購入時に限り対象とする。ただし、地上波デジタル放送対応のための周辺機器等は 1 回に限り本体購入時に限らず対象とする。)

(原則、単品で 1 万円以上のものを対象とする。)

- ・補助限度額 年度ごとに 100 千円を限度
- ・補助率 50%以内

建物使用承諾書

所在地 豊田市 町 _____

名称 _____

上記の建物を老人憩の家として使用することに承諾します。

平成 年 月 日

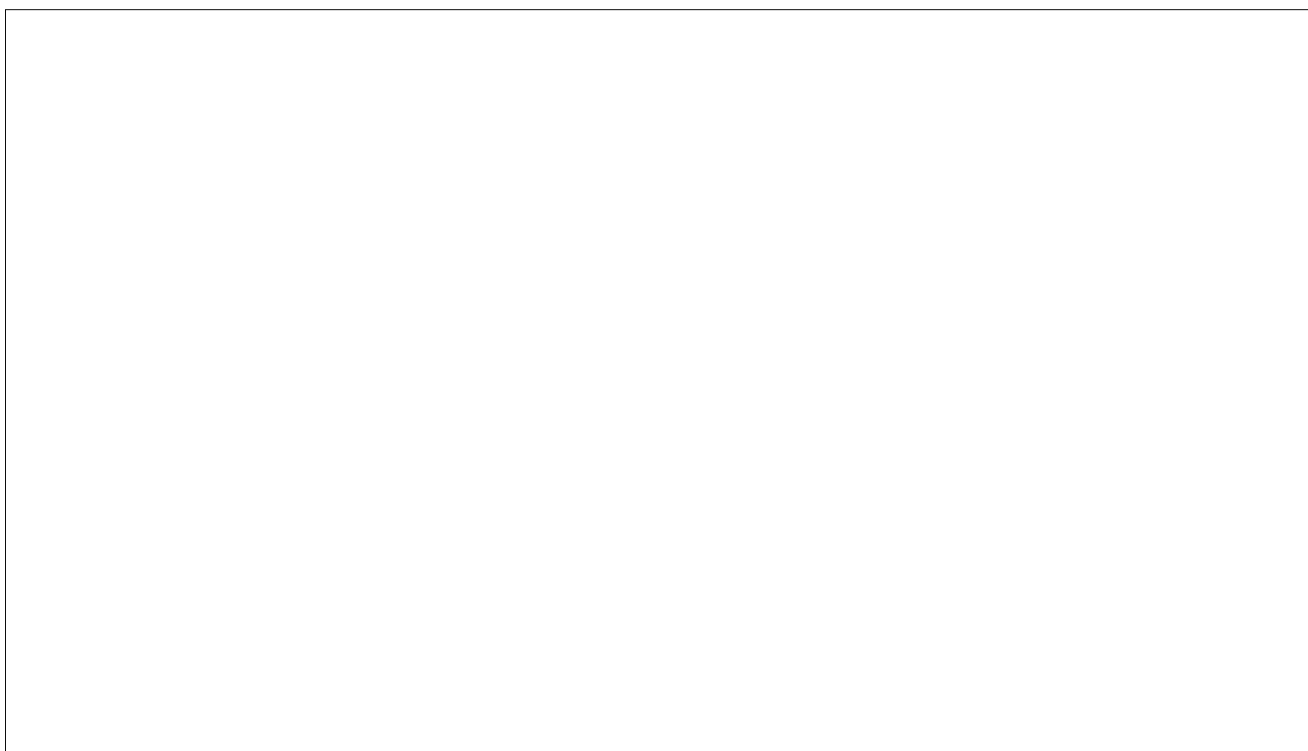
建物所有者（管理者）

住所 豊田市 町

氏名 印

憩の家管理者 様

建物平面図



建物全体を図示し、憩の家として利用する部屋を赤枠で囲んでください。

老人憩の家管理運営補助金実績報告書

豊 田 市 長 様

住所 豊田市
氏名 老人憩の家管理者



平成 年 月 日付けにて交付決定のありました事業が完了しましたので、豊田市老人憩の家管理運営補助金交付要綱第 8 条の規定に基づき次のとおり報告します。

交付決定額 円
既交付済額 円 A
補助対象事業費 円 B B-A が負となる場合 円
(備品購入費の場合は、実績額に 0.5 を乗じた額) (返還額)

支出決算書

| 科 目 | 支 出 額(円) | 説 明 | | | |
|-------------|--|-----|------|----|--|
| 建物使用料 | | | | | |
| 光熱水費 | | | | | |
| 修繕費 | | | | | |
| 消耗品費 | | | | | |
| 燃料費 | | | | | |
| 会議用茶代 | | | | | |
| 計 | | | | | |
| 備品購入費 | | 備品名 | メーカー | 規格 | |
| | *上欄に購入金額↑を記入 し下欄()内に 0.5 を乗じ た額↓を記入 | | | | |
| (備品購入費×0.5) | () | | | | |

※領収書の写しを添付する。備品については設置状況の写真も添付する。

利用状況(備品購入費以外の補助金交付を受けた場合)

| 利用月 | 延利用回数 | 延利用者数 |
|-----|-------|-------|
| 4月 | | |
| 5月 | | |
| 6月 | | |
| 7月 | | |
| 8月 | | |
| 9月 | | |

| | | |
|-----|--|--|
| 10月 | | |
| 11月 | | |
| 12月 | | |
| 1月 | | |
| 2月 | | |
| 3月 | | |
| 年度計 | | |

